

平成 30 年 第 7 回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成30年第7回農業委員会総会会議録

|  |               |                     |         |       |        |      |
|--|---------------|---------------------|---------|-------|--------|------|
| 召集年月日  | 平成30年7月18日(水) |                     |         |       |        |      |
| 召集の場所  | 志布志市松山支所2階会議室 |                     |         |       |        |      |
| 開閉会の日時<br>及び宣言   | 開会            | 平成30年7月18日 午前9時00分  |         |       |        |      |
|  | 閉会            | 平成30年7月18日 午前10時15分 |         |       |        |      |
| 応(不応)招<br>委員並びに<br>欠席委員<br><br>○ 出席<br>× 欠席<br>△ 不応招<br>公 公務欠席 | 議席番号          | 氏名                  | 出欠の別    | 議席番号  | 氏名     | 出欠の別 |
|  | 1             | 道山 幸治               | ○       | 11    | 萩迫 修作  | ○    |
|  | 2             | 矢野 博                | ○       | 12    | 山迫 洋一  | ○    |
|  | 3             | 井久保 久男              | ○       | 13    | 吉野 寅三  | ○    |
|  | 4             | 山下 昭一               | ○       | 14    | 坂元 正人  | ○    |
|  | 5             | 立山 富士雄              | ○       | 15    | 福岡 裕幸  | ○    |
|  | 6             | 神宮司 順子              | ○       | 16    | 立迫 眞由美 | ○    |
|  | 7             | 吉國 敏郎               | ○       | 17    | 長岡 耕二  | ○    |
|  | 8             | 永屋 哲郎               | ○       | 18    | 坂中 則雄  | ○    |
|  | 9             | 宮脇 勇                | ○       | 19    | 上野 克比古 | ○    |
|  | 10            | 宮脇 茂樹               | ○       | 20    | 隈元 健二  | ○    |
|  |               |                     |         |       |        |      |
|  |               |                     |         |       |        |      |
|  |               |                     |         |       |        |      |
| 会議録署名委員  | 席番9番          | 宮脇 勇                | 席番10番   | 宮脇 茂樹 |        |      |
| 職務のため出席<br>した者職氏名  | 事務局長          | 福岡                  | 次長兼農地係長 | 高迫    |        |      |
|  | 主幹兼係長         | 新村                  | 主任主査    | 永野    |        |      |
|  | 主任主査          | 中尾                  | 主任主査    | 圖師    |        |      |
|  |               |                     |         |       |        |      |
| 委員会日程名   | 別紙のとおり        |                     |         |       |        |      |

農地利用最適化推進委員

| 番 号 | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 番 号 | 氏 名   | 出欠<br>の別 |
|-----|-------|----------|-----|-------|----------|
| 1   | 谷宮誠實  | ○        | 9   | 小園義行  | ○        |
| 2   | 樽野利秋  | ○        | 10  | 坪山博志  | ○        |
| 3   | 白坂正治  | ○        | 11  | 池袋良子  | ○        |
| 4   | 諏訪光一  | ○        | 12  | 永田勇人  | ○        |
| 5   | 池添昭一  | ○        | 13  | 脇田祐二  | ○        |
| 6   | 熊野廉太郎 | ○        | 14  | 橋口美一  | ○        |
| 7   | 原田純一  | ○        | 15  | 中之内瑞穂 | ○        |
| 8   | 田尾昭三  |          | 16  | 大原雅隆  |          |



|    |    |   |
|----|----|---|
| 議長 | 山下 | <p>ただいまから、平成 30 年第 7 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 9 番、宮脇勇委員と、席番 10 番、宮脇茂樹委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 福岡 | <p>幹旋が成立しましたので報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於市末吉町の〇〇さんで土地は松山町泰野字大阪 2423 番 2 畑 3,390 m<sup>2</sup>と 2447 番 2 畑 1,412 m<sup>2</sup>の 2 筆です。譲受者は松山町尾野見〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>なかなか土地の条件がよくなり、あっせんに難航いたしましたがやっと買い手が見つかりました。</p> <p>〇〇さんは、主にお茶を経営されておりますが、この土地には作物を作付けするとのことでした。価格は 2 筆で 244,000 円でした。</p> <p>あっせん成立日は 6 月 8 日、幹旋委員は私と白坂委員でした。</p> <p>以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉國委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 吉國 | <p>幹旋が成立しましたので報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページ 28 番ですが、譲受人は鹿屋市の〇〇さんで、土地は蓬原字上之段 1062 番 1 田 963 m<sup>2</sup>、字山ノ前 1963 番 1 田 1,148 m<sup>2</sup>の 2 筆です。譲受人は志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。主に水稻を作付けされております。</p> <p>幹旋価格は 2 筆で 90 万円でした。6 月 23 日に成立いたしました。幹旋委員は、私と諏訪委員でした。</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。<br>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。<br>2件、一緒をお願いします。  |
| 委員 | 坂元 | 〇〇さんの分ですが、周囲の土地に比べて耕作条件が悪く、なかなか買い手が難しい状況にあります。しかし、継続して活動を頑張りたいと思います。<br>次に、〇〇さんの分ですが、話をしている中で、買い手がいるようなことを話されました。その場合は、あっせん取り下げをしてもらうよう話をしてあります。今は待ちの状態です。報告を終わります。  |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。<br>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。<br>2件、一緒をお願いします。  |
| 委員 | 山迫 | 〇〇さんと〇〇さんの分ですが、なかなか買い手が見つかりません。引き続き活動を続けたいと思います。   |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。<br>次に、私の関係分について、報告いたします。<br>6月25日、農産物販路開拓促進協議会の総会が市役所本庁で開催されました。<br>7月5日、農業会議第2回理事会と、定例常設審議委員会が鹿児島第1ホテルで開催されました。<br>7月7日、そお鹿児島農協25周年記念式典が曾於中央家畜市場で開催されました。<br>7月10日、農業公社研修生終了式・受入式と、志布志市家族経営協定の調印式が市役所本庁で開催されました。<br>今回は、農業公社終了生が、3家族4人、受入れ生が3人で、今後の活躍が期待されるところであります。<br>7月13日に、貸したい・借りたい総点検と、全国農業新聞の巡回活動として、県農業会議大津局長と職員1名が訪問されました。<br>最適化の推進や、購読者の拡大について、取り組みへのお願いが、なされたところでございます。<br>次に、日程第4、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>委員 坂元</p> | <p>今回は、11 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 54 番を審議いたします。</p> <p>坂元委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 54 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山町の道の駅から都城方面に 200 メートル行った左側にあります。本人宅のすぐ前にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦でイチゴの観光農園を営んでいます。</p> <p>農機具は、トラクター、耕運機、自走田植機を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| <p>議長 山下</p> | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員</p> | <p>(なし)</p>   |
| <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員</p> | <p>(異議なし)</p>   |
| <p>議長 山下</p> | <p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 55 番を審議いたします。</p> <p>脇田委員説明をお願いいたします。</p>   |
| <p>委員 脇田</p> | <p>会長より依頼のありました、番号 55 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山町新橋の川路 1 区集落の市道より約 50 メートル西に入り込んだ左手にあり、畑の方は県道中山入口から半下石建設から川路方向へ 1 キロ程進み、そこから左へ 150 メートル程進んだ右上にあります。</p> <p>2 件とも本人宅からは、2 キロ圏内でございます。</p>  |

|    |      |  |
|----|------|--|
|    |      | <p>〇〇さんは、夫婦と両親4人で水稲、甘藷を栽培しており、申請地にも水稲と甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、田植機1台、バインダー1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>   |
| 議長 | 山下   | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員   | (なし)   |
| 議長 | 山下   | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員   | (異議なし)   |
| 議長 | 山下   | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号56番を審議いたします。</p> <p>宮脇茂樹委員説明をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 宮脇茂樹 | <p>会長より依頼のありました、番号56を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県名古屋市瑞穂区苗代町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、伊崎田中学校より北へ300メートル進み、そこから東へ100メートル進んだ所の右手にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、本人と子供、孫さんで水稲、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、軽トラ2台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下   | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。<br>次に、7ページ、番号57番を審議いたします。<br>番号57番と番号58番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。<br>それでは、矢野委員説明をお願いいたします。  |
| 委員 | 矢野 | 会長より依頼のありました、番号57を報告いたします。<br>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。<br>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より南へ2キロメートル先の肆部合交差点から西へ150メートルの所にあります。<br>本人宅からは、約200メートルのところにあります。<br>〇〇さんは、妻と2人でミニトマトを主に栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。<br>農機具は、トラクター1台を保有しています。<br>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。<br>ご審議方よろしくお願ひします。<br>次に、番号58について報告いたします。<br>譲渡人は、同じく志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。<br>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、肆部合交差点から西へ150メートルの所にあります。<br>本人宅からは、500メートルのところにございます。<br>〇〇さんは、妻と2人でイチゴを栽培しており、申請地にはイチゴを作 |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | <p>付けするとのことです。</p> <p>農機具は、トラクター1台、動力噴霧機1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>   |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号57番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号58番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号59番を審議いたします。</p> <p>坂中委員説明をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 坂中 | <p>会長より依頼のありました、番号59を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載しているとおりで、申請地の場所は、蓬原小学校から県道513号を大崎町菱田方面へ2.4キロ進んだ所を右折し、200メートル進んだ右側です。</p> <p>本人宅からは、200メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、両親と妻4人で生産牛25頭を飼育しております家族経営の畜産農家です。〇〇さんは、両親が高齢のため、飼料作付けを主に担当しています。申請地にも飼料作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター3台、トラック2台を保有しています。</p> |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号60番を審議いたします。</p> <p>吉國委員説明をお願ひいたします。</p>  |
| 委員 | 吉國 | <p>会長より依頼のありました、番号60を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県加古郡稻美町加古〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとございます。申請地の場所は、中野集落から東へ150メートル行つた所です。</p> <p>本人宅からは、約1キロのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、両親と兄弟4人で主に茶を栽培しており、申請地には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、適裁機1台、耕運機などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。   |
|    |    | 次に、番号 61 番を審議いたします。  |
|    |    | 永屋委員説明をお願いいたします。   |
| 委員 | 永屋 | 会長より依頼のありました、番号 61 を報告いたします。   |
|    |    | 譲渡人は、静岡県静岡市清水区梅ヶ谷〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。                         |
|    |    | 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、国道 269 号を山重芝用から鹿屋方面へ走り、野方の小松レンタルから右折し、大隅カントリークラブの方向へ約 2 キロの所です。 |
|    |    | 本人宅からは、車で約 15 分のところにあります。  |
|    |    | 〇〇さんは、家族 2 人で生産牛 9 頭を飼育されており、申請地には飼料を作付けするとのことでした。   |
|    |    | 農機具は、トラクター 2 台、パワーショベル 1 台、軽トラ 1 台を保有されています。現在、〇〇さんが飼料を耕作されていました。                            |
|    |    | 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。                       |
|    |    | ご審議方よろしく申し上げます。  |
| 議長 | 山下 | はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。   |
|    |    | 次に、番号 62 番を審議いたします。  |
|    |    | 番号 62 番は、道山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、道山委員には、ここで、退席をお願いいたします。                  |
|    |    | (道山委員 退席)  |
| 議長 | 山下 | それでは、吉野委員説明をお願いいたします。  |
| 委員 | 吉野 | 会長より依頼のありました、番号 62 を報告いたします。   |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、港湾道路を上の方に上がってきますとたつまさ食堂がございますがその北側の道路を東へ200メートル下りて行った突き当りにあります。</p> <p>東側は、山でありまして、この場所は〇〇さんが転地返しをしてきれいな畑になっております。</p> <p>〇〇さんは、〇〇で農家とのつながりも長く農業をしたいとかねてから言われておりました。甘藷、ニンニク、人参等を作付けしたいといわれております。申請地には、ニンニク、人参を作付けするとのことでございます。</p> <p>農機具は、トラクターなどを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めまます。ここで道山委員の入室を許可します。</p> <p>(道山委員 入室)</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>次に、9ページ、番号63番を審議いたします。</p> <p>番号63番と番号64番は、62番と同じ譲受人であるため、一緒に説明を受けたいと思いますがご異議ありませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めまます。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 吉野 | <p>会長より依頼のありました、番号63を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市広原町〇〇号〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さ</p>  |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | <p>んです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほど説明しました隣の畑になります。現状は、先ほどの畑と1枚になっております。</p> <p>〇〇さんの住宅の斜め向かい約70メートルにございます。</p> <p>先ほどと同じく、ニンニク、人参等を作付けするとのことでした。</p> <p>続きまして、番号64を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、字尾の交差点から松山方面に行きますと大隅衛生がございしますが、その事務所を斜め前に進んで、高規格道路の橋を渡り、真っ直ぐ進んだ山際の前にあります。これまで、飼料が作付けされておりました。ここも同じく、ニンニク、人参等を作付けするとのことでした</p> <p>本人宅からは、車で約15分のところがございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>まず、番号63番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号64番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第61号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>11ページ、番号24番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立山委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | 立山 | <p>議案第61号、番号24番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は7月6日、調査委員は井久保委員、原田委員と私立山です。事務局より2名、農政畜産課より1名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。総会資料は4ページから6ページになります。</p> <p>譲渡人は、愛知県名古屋市瑞穂区苗代町〇〇番〇号の〇〇さんで、譲受人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙場所は、JA あおぞら伊崎田支所から南へ150メートル入った所の高規格道路の残地になります。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は、資材置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水は、北側にありました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域か</p>  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>会場 委員<br/>議長 山下</p> | <p>らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第61号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第62号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、13ページ、番号39番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| <p>委員 永屋</p>           | <p>議案第62号、番号39についてご報告いたします。</p> <p>調査日は7月6日、調査委員は坂元委員、小園委員と私 永屋です。事務局から2人出席のもと調査いたしました。別紙総会資料は7ページから9ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町にあるホテル枇榔から市道昭和弓場ケ尾線を志布志駅の方へ140メートル進んだ所の東側に位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅及び通路です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は原野、西側は公衆用道路です。排水は、公衆用道路の側溝があります。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長 山下</p>           | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員<br/>議長 山下</p> | <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p>   |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>会場 委員<br/>議長 山下</p> | <p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 40 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された坂元委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| <p>委員 坂元</p>           | <p>議案第 62 号、番号 40 について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は永屋委員、小園委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙総会資料は 10 ページから 12 ページになります。</p> <p>譲渡人は、肝属郡肝付町後田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市甲突町〇〇番〇号 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校から市道安楽線を港方向に南へ 700 メートル程進むと安楽分団の消防車庫があります。その隣になります。</p> <p>転用目的は一般住宅、店舗、駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、西側の側溝を利用することでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長 山下</p>           | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員<br/>議長 山下</p> | <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員<br/>議長 山下</p> | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 41 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>委員 永屋</p>  | <p>議案第 62 号、番号 41 について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は坂元委員、小園委員と私です。事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。別紙総会資料は 13 ページから 15 ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道一丁田宇都鼻線を有明方向へ進み桜山クリニックの北側道路向かいに位置します。</p> <p>譲受人の現在の事務所は借家であり、申請地に自己所有の事務所・来客用駐車場・住宅を建築するもので、転用目的は事務所、駐車場、一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は畑です。排水は、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長 山下</p>  | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| <p>会場 委員</p>  | <p>(なし)</p>  |
| <p>議長 山下</p>  | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| <p>会場 委員</p>  | <p>(異議なし)</p>  |
| <p>議長 山下</p>  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、14 ページ、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| <p>委員 井久保</p> | <p>議案第 62 号、番号 42 についてご報告します。</p>  |

|    |     |  |
|----|-----|--|
|    |     | <p>別紙総会資料は 16 ページから 18 ページになります。</p> <p>調査日は 7 月 6 日です。調査委員は立山委員、原田委員と私井久保で、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市安久町〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 63 号線、志布志福山線を志布志町安楽から有明町伊崎田方向へ進みますと左手にサリックスゴルフがあり、そこから約 200 メートル先に都城志布志道路のインターがあります。さらに 280 メートル進んだ右側にバス停がありますが、そのバス停に隣接した道路下の畑が申請された土地でありました。</p> <p>転用目的は山林です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。</p> <p>申請地の農地区分は、概ね 300 メートル以内に高速自動車道等のインターチェンジが存するため、第 3 種農地の 300 メートル以内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 山下  | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員  | (なし)   |
| 議長 | 山下  | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員  | (異議なし)   |
| 議長 | 山下  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 43 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 井久保 | <p>議案第 62 号、番号 43 について報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は 19 ページから 21 ページになります。</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>調査日は7月6日、調査委員は立山委員、原田委員と私 井久保で、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんと〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所本庁前の県道志布志有明線を市役所側からAコープあおぞら店の前を過ぎると左カーブになりますが、その左側になります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。現在、借家に居住しておりますが、申請地に自己の住宅を建築するものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は用悪水路です。排水は、集落排水施設を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号44番を審議いたします。</p> <p>番号44番は、先ほどの議案第61号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号24番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (なし)   |

|    |    |  |
|----|----|--|
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。<br>次に、15 ページ、番号 45 番を審議いたします。<br>番号 45 番は、平成 30 年 1 月総会の議案第 2 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 3 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。<br>これにつきましてなにかご意見ございませんか。 |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。<br>次に、番号 46 番を審議いたします。<br>番号 46 番は、立山委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、立山委員には、ここで退席をお願いいたします。<br>(立山委員 退席)                                    |
| 議長 | 山下 | 番号 46 番は、平成 30 年 6 月総会の議案第 52 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 23 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。<br>これにつきましてなにかご意見ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。<br>ここで立山委員の入室を許可します。<br>(立山委員 入室)   |
| 議長 | 山下 | よって、日程第 6、議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。<br>次に、日程第 7、議案第 63 号、非農地証明願の承認についてを議題とい   |

|    |   |
|----|---|
| 委員 | <p>小園</p> <p>たします。</p> <p>まず、17 ページ、番号 24 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、小園委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 63 号、番号 24 について報告を申し上げます。</p> <p>調査日は7月6日、調査委員は永屋委員、坂元委員と私 小園でございます。</p> <p>別紙説明資料は22 ページから 24 ページになります。</p> <p>申請人は、大阪府東大阪市俊徳町〇丁目〇〇番〇号〇〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は司法書士の〇〇さんでございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>場所ですけれども、志布志町の香月小学校前の交差点を松下病院方向に約 300 メートル程進みましてその交差点を左に 50 メートル行き、さらにそこを右に約 300 メートル程進んだ右手の土地でございました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は公衆用道路でございます。</p> <p>申請地は、昭和 36 年に申請人の父が購入されて、その後、父母が死亡のため、申請人が相続をしましたがけれども当時から現在まで 30 年以上耕作されておらず、雑木等が生え原野化したものでございました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくお願い申し上げます</p> |
| 議長 | <p>山下</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | <p>委員</p> <p>(なし)</p>   |
| 議長 | <p>山下</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | <p>委員</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 議長 | <p>山下</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 25 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、原田委員の説明をお願いいたします。</p>  |
| 委員 | <p>原田</p> <p>議案第 63 号、番号 25 について報告いたします。</p>  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>別紙説明資料は 25 ページから 27 ページをご参照ください。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は井久保委員、立山委員と私原田と、事務局から 2 人が同行されました。</p> <p>申請人は、愛知県名古屋市瑞穂区苗代町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 63 号線の伊崎田のバス停より西へ 500 メートル行きますと高規格道路の高架橋がございますが、その手前を北に 500 メートル行った右側でございます。</p> <p>高規格道路建設地の残地であり、20 年以上耕作しておらず原野化しており、農地への復旧は困難な状況でした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は原野です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 26 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立山委員の説明をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 立山 | <p>議案第 63 号、番号 26 について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は 28 ページから 30 ページです。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は井久保委員、原田委員と私立山でした。</p> <p>申請人は、岡山県備前市日生町日生〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、山重芝用交差点 169 号線を鹿屋方面へ 1.5 キロ行きて、水</p>   |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>之谷の方に 1.5 キロ進んだ所にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は用悪水路、東側も用悪水路、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>申請人は 20 年以上前から県外に居住しており、申請地を耕作することができず、山林化したという状況で、雑木等が茂っておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 27 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、原田委員の説明をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 原田 | <p>議案第 63 号、番号 27 について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は 31 ページから 33 ページを参照ください。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は井久保委員、立山委員と私 原田と、事務局から 2 人が同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は本人でございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。場所は、山重の川添公民館より、県道 513 号線を渡り東へ 1 キロ行きますと左手に甘藷の貯蔵施設がございますが、そこから北へ 500 メートル、東へ行った所でございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は用悪水路、東側は山林、南側も山林、西側は用悪水路です。</p> <p>平成 2 年に実施された県のシラス対策事業により設けられた水路によって分断され、耕作することができなくなった土地であり、現在は山林化していました。</p> |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>   |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 28 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂元委員の説明をお願いいたします。</p>   |
| 委員 | 坂元 | <p>議案第 63 号、番号 28 について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は永屋委員、小園委員と私、事務局から 2 人同行されました。別紙説明資料は 34 ページから 36 ページです。</p> <p>申請人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さんご夫婦でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所から曾於市大隅町へ向かう県道 110 号沿いの新橋分団消防車庫を左折し、鉄道跡地道路を松山町商工会方向に進み、商工会の前にあります。</p> <p>申請地は、平成 15 年に相続されたそうですが、それ以前から耕作されず 20 年以上経過しており竹林化が進んでおりました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側も雑種地、南側は宅地、西側は公衆用道路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p>  |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農</p>  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p>   | <p>地と証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第63号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第64号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>最初に19ページ、番号27番の指名を行います。</p> <p>番号27番は、井久保委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、井久保委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(井久保委員 退席)</p>  |
| <p>議長 山下</p> <p>主任主査 中尾</p> | <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第64号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、19ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>番号27の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町田之浦字小牧 156番3 田 874平方メートルと、同じく 157番1 田 2,614平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、田之浦郵便局から、県道110号塗木・大隅線を尾野見大野原方面へ約600メートル進み、左折し、市道井久保・大越線に入り南へ約500メートル進んだところを、左折し、更に、約200メートル進んだところの東側の土地でございます。</p> <p>現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、坂中委員、隈元委員、谷宮委員で、ご提案いたします。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長 山下</p> <p>会場 委員</p>   | <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>   |

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 議長    | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。  |
| 会場    | 委員 | (異議なし)   |
| 議長    | 山下 | 異議なしと認めます。ここで井久保委員の入室を許可します。<br>(井久保委員 入室)   |
| 議長    | 山下 | 次に番号 28 番の指名を行います。<br>事務局の説明をお願いします。   |
| 主任主査  | 中尾 | はい、議長。番号28の願出人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。<br>土地は、志布志町安楽字木ノ下堀2203番 畑 859平方メートルでございます。<br>申請地は、市道町原・弓場ヶ尾線を港方面からホームマン方向の北へ向かい、アマミズ葬祭を過ぎたところにあるグリーンロード志布志線と交わる交差点から北へ約160メートル進んだところを左折し、更に西へ約100メートル進んだところの北側の土地でございます。現在、原野化しております。<br>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、坂中委員、隈元委員、谷宮委員で、ご提案いたします。<br>ご審議方、よろしく願いいたします。 |
| 議長    | 山下 | ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。  |
| 会場    | 委員 | (なし)   |
| 議長    | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。  |
| 会場    | 委員 | (異議なし)   |
| 議長    | 山下 | 異議なしと認めます。<br>よって日程第 8、議案第 64 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。<br>次に、日程第 9、議案第 65 号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。<br>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。  |
| 次長兼係長 | 高迫 | はい議長。  |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>それでは、議案第65号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、21ページから22ページとなっております。</p> <p>最初に21ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年7月31日で、田が978㎡です。所有権を移転する者1人、所有権の移転を受ける者1人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、22ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>21ページの番号31の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、飼料稲の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で978㎡の田で、土地代金は20万円です。移転時期等につきましては、平成30年8月10日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>議案第65号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、23ページから57ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書23ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年7月31日で、始期は平成30年8月1日となります。設定期間が、2年11か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が8万3,898㎡、畑が15万7,517㎡で、樹園地が6,999㎡で、合計しますと24万8,414㎡となり、うち更新分は5万945㎡とな</p>                               |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | <p>っております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が71名で、利用権の設定を受けようとする者の数が38名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より33名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、24ページから55ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書56ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成30年7月31日で、始期が平成30年8月1日であります。設定期間は2年11か月から5年です。</p> <p>地目別の内訳は、田が2,627㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は2名であります。詳細につきましては、57ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第65号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 山下 | <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に24ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番から28ページ、番号9番までは、長岡委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p>   |
| 議長 | 山下 | <p>それでは、24ページ番号1番から28ページ番号9番までにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | <p>(なし)</p>   |
| 議長 | 山下 | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>   |
| 会場 | 委員 | <p>(異議なし)</p>   |
| 議長 | 山下 | <p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p>  |

|    |    |   |
|----|----|---|
|    |    | (長岡委員 入室)   |
|    |    | 次に、28 ページ、番号 10 番を審議いたします。  |
|    |    | 番号 10 番から 29 ページ、番号 11 番までは、上野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、上野委員には、ここで、退席をお願い いたします。 |
|    |    | (上野委員 退席)   |
| 議長 | 山下 | それでは、29 ページ、番号 10 番から番号 11 番までにつきまして、なにか ご意見ございませんか。  |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。   |
|    |    | (上野委員 入室)   |
| 議長 | 山下 | 次に、30 ページ、番号 12 番から、55 ページ、番号 81 番までと、23 ページの総括表を審議いたします。                                       |
|    |    | これにつきまして、なにかご意見ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。  |
|    |    | 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。   |
|    |    | 57 ページ、番号 1 番から、番号 2 番までと、56 ページの総括表を審議いたします。   |
|    |    | これにつきまして、なにかご意見ございませんか。   |
| 会場 | 委員 | (なし)  |
| 議長 | 山下 | ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。  |
| 会場 | 委員 | (異議なし)  |
| 議長 | 山下 | 異議なしと認めます。  |
|    |    | よって日程第 9、議案第 65 号、農用地利用集積計画決定については、原  |

次長兼係長 高迫

案どおり決定いたしました。

次に、日程第 10、議案第 66 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第66号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は59ページとなっています。

番号22番の申出者〇〇さんは、鹿児島市谷山中央〇丁目〇〇番〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野神字道迫1110番 1 畑4,033㎡と、同じく1122番 1 畑657㎡と、同じく1127番 1 畑690㎡と、同じく1127番 2 畑2,842㎡の 4 筆です。

土地の場所ですが、1110番 1 と1122番 1 の 2 筆の畑は、野神校区立本集落〇〇さんの牛舎前の農道を大崎方面へ100m進んだところにあります。

1127番 1 と1127番 2 の 2 筆の畑は、〇〇さん所有の牛舎横にあります。畑は、1110番1は茶園で、1122番1、1127番1、1127番2の畑には、何も耕作されていません。

あっせん委員の指名につきましては、立迫委員と永屋委員でご提案いたします。

番号23番の申出者〇〇さんは、有明町山重〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町山重字上之段12085番 4 畑で3,400㎡の 1 筆です。

場所につきましては、県道宮ヶ原・大崎線を有明大橋から大崎方面へ約 1 k m進むと 4 差路があります。

その 4 差路を左折し蓬原中野方面へ700m程進んだら、左折して農道に入ります。

左折後、農道を100m程進み、そこを右折して150mほど進んだ左側が、あっせんの畑になります。畑は、現在、何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、立山委員と永田委員でご提案いたします。

|              |   |
|--------------|---|
| <p>議長 山下</p> | <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。<br/> ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>   |
| <p>会場 委員</p> | <p>(なし)</p>   |
| <p>議長 山下</p> | <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>  |
| <p>会場 委員</p> | <p>(異議なし)</p>   |
| <p>議長 山下</p> | <p>異議なしと認めます。<br/> よって、日程第 10、議案第 66 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。<br/> 指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。<br/> 以上で、全日程を終了いたしました。<br/> これで、本日の会議を終了いたします。<br/> ご苦労様でした。</p> |